

第 7 回小浜市農業委員会議事録
(縦覧用)

と き 令和 2 年 1 2 月 2 5 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分

ところ 小浜市役所 3 階 防災対策室

出席委員

1 番 赤尾裕子	2 番 松井和幸	
4 番 和田千代	5 番 松尾志信	6 番 早俊夫
7 番 福永吉孝	8 番 河嶋幸男	9 番 岡田昌樹
10 番 西田尚夫		

欠席委員

3 番 東清俊		

遅刻委員

出席事務局 阪本事務局長、的場 G L、大和、奥村、藤田

令和 2 年 1 2 月 2 5 日（金）午前 1 0 時 0 0 分小浜市役所 3 階 防災対策室において、第 7 回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

- 議案第 2 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 2 3 号 現況証明申請について
- 議案第 2 4 号 農地の転用事実に関する照会書の回答について
- 議案第 2 5 号 小浜市農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 2 6 号 小浜市農用地利用配分計画案の意見聴取について

【議長】ただいまから第7回小浜市農業委員会を開催させていただきます。今月の議案審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の会議の議事録署名人として4番 和田委員、5番 松尾委員を指名いたします。なお、現地調査委員は、2番 松井委員、3番 東委員でした。それでは、『議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。

【事務局】議案第21号、農地法第3条の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。2件ございます。今回の申請は来年1月に議案審議を予定しております〇〇全域の農地中間管理機構への預け入れに伴いまして、〇〇に農地をお持ちの〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇に農地をお持ちの〇〇の〇〇〇〇さんがそれぞれの自宅から近い場所に農地を交換するための申請となります。それでは説明いたします。番号1、申請内容は所有権移転。申請者、譲渡人、小浜市〇〇、〇〇〇〇。譲受人、小浜市〇〇、〇〇〇〇。申請土地の表示、1筆ございます。所在・地番、〇〇。地目はそれぞれ登記、現況とも田となっております。面積が966㎡。権利を設定し、または移転しようとする契約の内容としまして、許可あり次第すみやかに権利を設定し、移転します。譲受人の営農状況ですが、自作地22,468㎡。作付作物は水稻、野菜。労働力の確保としまして3名。所有している機械等は田植機1台、耕うん機1台、トラクター1台、コンバイン1台、乾燥機1台、リフト1台。なお解除条件はありません。議案書を1枚おめくりください。番号1の調査書となっております。第2項第1号から第7号につきましては、こちらに記載させていただいておりますとおり、それぞれ該当しないと判断させていただいております。第2項第5号、下限面積についてですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、〇〇地区の下限面積40aを超えます。作付作物については、引き続き水稻を栽培することです。

続きまして番号2、申請内容は所有権移転。申請者、譲渡人、〇〇、〇〇〇〇。譲受人、〇〇、〇〇〇〇。申請土地の表示、1筆ございます。所在・地番、〇〇。地目はそれぞれ登記、現況とも田となっております。面積が992㎡。権利を設定し、または移転しようとする契約の内容としまして、許可あり次第すみやかに権利を設定し、移転します。譲受人の営農状況ですが、自作地11,703㎡。作付作物は水稻、野菜。労働力の確保としまして2名。所有している機械等は田植機1台、コンバイン1台、トラクター1台。なお解除条件はありません。議案書を2枚おめくりください。番号2の調査書となっております。第2項第1号から第7号につきましては、こちらに記載させていただいておりますとおり、それぞれ該当しないと判断させていただいております。第2項第5号、下限面積についてですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、〇〇地区の下限面積40aを超えます。説明は以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。続いて、現地調査委員の報告をお願い致します。

【2番委員】はい、23日に東委員と私と事務局で現地調査に行ってみりましたので報告させていただきます。まず3条、2件ありますが、関連しております。1番目でございますが、場所につきましては〇〇、〇〇の下、〇〇の集落の入り口のところです。この水田につきましては〇〇の〇〇さんが所有しているわけでございますが、〇〇の〇〇さんと交換されるということです。特に問題はございません。現在も作付けはなされている状態でございます。それでは2番目でございますが、これは〇〇地係になります。〇〇線のハウスがたくさん並んでいる、裏手になります。この水田は〇〇の〇〇さんが所有しているんですが、先ほどの場所と交換ということで、〇〇の〇〇さんが所有するということで特に問題は何もございません。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。それではご審議願います。何かご質問等ございませんか。

(審議)

【議長】それではご意見がないようですので、異議のない方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、『議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。なお、1番案件につきましては、申請地の違反転用案件であることから、申請人の呼び出しをしております。後ほど申請人から顛末の説明などを受けることとします。事務局の説明をお願い致します。

【事務局】それでは議案第22号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明申し上げます。全部で5件ございます。番号1、申請者は譲渡人、〇〇、〇〇〇〇。譲受人、〇〇、〇〇。申請土地の表示について所在地番、〇〇。地目は登記が畑、現況が宅地介在雑種地。面積は105㎡。利用状況は不耕作で10a当の収穫高はありません。土地利用等関係法令表示について、都市計画区域外農業振興地域内農用地区域外。転用目的は駐車場。事業又は施設の概要について駐車場3台分。備考としまして始末書が提出されております。この申請地は、所有者が県外在住であるため、10年以上前から草が茂り、荒れた状態であったとのことです。そのため、申請地の道向かいに住む譲受人が借り受け、管理することになりましたが、ビニールシートを敷いた上に、砂利を入れて、駐車場として利用してきたため、始末書が提出されていません。今回、所有者が当該地を売却したいとのことで、5条許可申請に至ったものです。平成26年に行われた違反転用であるため、このあと申請人から説明をいたします。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、その他2種農地に該当します。許可要件としては日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当するため、転用可能と考えておりま

す。

続きまして、番号2、申請者は譲渡人、〇〇、〇〇〇〇。譲受人、〇〇、〇〇。申請土地の表示について所在地番、〇〇、〇〇。地目は登記、現況いずれも田。面積はそれぞれ496㎡。利用状況はいずれも不耕作で10a当の収穫高はありません。土地利用等関係法令表示について都市計画区域内第一種低層住居専用地域農業振興地域外。転用目的は宅地分譲。事業又は施設の概要について宅地分譲4区画です。申請地は都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当し、土地の造成のみを目的とする宅地分譲であっても、転用可能と考えます。

続きまして番号3、申請者は譲渡人、〇〇、〇〇。譲受人、〇〇、〇〇。申請土地の表示について所在地番、〇〇、〇〇。地目は登記、現況いずれも田。面積はそれぞれ992㎡。利用状況はいずれも不耕作で10a当の収穫高はございません。土地利用等関係法令表示について都市計画区域内、用途指定なし、農業振興地域内、農用地区域外。転用目的は建売分譲住宅。事業又は施設の概要について建売分譲住宅8棟となっております。申請地は水管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域であり、〇〇小学校、〇〇から500m以内にあることから、第3種農地に該当するため、転用可能と考えます。

続きまして番号4、申請者は譲渡人、〇〇、〇〇。譲受人、〇〇、〇〇、〇〇。申請土地の表示について所在地番、〇〇、〇〇、〇〇。地目は登記がいずれも畑、現況がいずれも雑種地です。面積それぞれ3.3㎡、4.31㎡、5.86㎡。利用状況はいずれも不耕作で10a当の収穫高はございません。土地利用等関係法令表示について、都市計画区域内、第一種住居地域、農業振興地域外。転用目的は事務所建築。事業又は施設の概要について、事務所1棟と駐車場4台分、資材置場となっております。この〇〇は本年11月に設立された会社であり、今回新たに、申請地および隣接する宅地を事業所敷地として整備するものです。申請地はアスファルト舗装がされておりますが、平成20年頃、高速道路の用地買収の際に、条件整備として福井県が施工したものであるため、始末書はついておりません。申請地は都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当するため、転用可能と考えます。

続きまして番号5、申請者は譲渡人、〇〇、〇〇。譲受人、〇〇、〇〇。申請土地の表示について所在地番、〇〇。地目は登記、現況ともに田。面積は873㎡。利用状況は不耕作で10a当の収穫高はありません。土地利用等関係法令表示について、都市計画区域内用途指定なし農業振興地域内農用地区域外。転用目的は事務所建築。事業又は施設の概要について事務所1棟と倉庫兼作業場1棟、駐車場15台分です。〇〇は、〇〇事業を行う〇〇であり、今回、業務の拡張に伴い、申請地および隣接する雑種地を事業所敷地として整備し、今の事務所から移転する計画です。申請地は水管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域であり、〇〇、〇〇から500m以内にあることから、第3種農地に該当するため、転用可能と考えます。説明は以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。続きまして、現地調査委員の報告をお願い致します。

【2番委員】はい、5条の1件目でございます。場所につきましては〇〇。〇〇と〇〇の道路の間にあるところでございます。今、説明がありましたようにこの家が〇〇さんの家、今県外に住まわれているということでございます。そしてこの前が〇〇さんの家でございます。その前にある地面ですが、ここを〇〇さんが所有していて、草だらけになっていたということで、前の〇〇さんが借り受けて26年頃に碎石などを敷いて、現在も碎石を敷いて綺麗な状態になってございます。それについては始末書が提出されております。それを今度〇〇さんがここを持ちたいということで、今回申請されたということで特に問題はないと思います。続きまして2つ目、場所につきましては〇〇の〇〇線、これが〇〇ですね、〇〇から入ったところの住宅のちょうど裏になるところです。ここは田んぼになっております。そこに今度、〇〇が住宅分譲4区画ということで、この裏が住宅になっております。その1区画分でございますが、特に問題はないと思われま。それから3件目でございます。〇〇の〇〇、ここに〇〇がでございます。〇〇から入ったところの住宅の手前というところになります。これにつきましても田んぼでございまして、これも〇〇が建売分譲住宅8棟ということで、ここわずか6mほど残っているんですが、これにつきましては地権者が違うということで、これだけの地面ですが、これが残るということでございます。これについても問題ないと思います。次4件目、場所につきましては〇〇の〇〇の際、わずかなんですが、〇〇の下ですね、現在ここはもう広く舗装された状態でございますが、このわずかな部分です。そこに今度〇〇が事務所1棟、駐車場、資材置場ということで、特に問題はないと思います。多分、これはこの高速の工事の時に舗装がなされていたと思います。5件目でございますが場所は〇〇の〇〇の〇〇の入り口ですね。〇〇のテニスコートを挟んで上です。現在は田んぼになっておりますが、これにつきましても事務所、倉庫、駐車場ということで特に問題はないと思います。以上でございます。

【議長】はい、ありがとうございます。ここで、1番案件につきまして、申請人から顛末の説明などを受けることとします。申請人の入室をお願い致します。

【事務局長】すみません、補足だけさせてもらっていいですか。番号1の案件なんですけど、この度、申請人の方に来ていただくんですけど、皆さん分かっておられる方も多いと思うんですけど、平成21年に農地法が改正されて、違反転用について罰則が強化されたということでございまして、その後起きた事案ということになっていきますので、今回来ていただいて一応説明していただくと。まあ今の現地調査の説明でも現場はこういう状況ではあるんですけど、経緯としまして、平成26年の違反転用ということになりますので、はじめといたしますか、そういうことで、本来であればきちんと許可を出していれば、許

可が認められる案件にはなると思うんですけど、許可を出さずにやってしまったということでございますので、議論していただくということでございます。それだけ、補足させていただきます。よろしく願いいたします。

【6番委員】ちょっとすいません、この件で、僕の地元の〇〇さんやもんで、地元の農業委員しとるということで、こういう案件で申請しているので、ということは電話で一応申し出があったので、報告させていただきます。

【議長】それでは入室をお願いします。

<申請人が入室する>

【議長】お忙しいところをありがとうございます。審議を始めます前に申請人は自己紹介をしていただきまして、違反転用に至った経緯の説明をお願いします。

【〇〇氏】本日貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。私、申請人であります、〇〇の〇〇といいます。よろしく願いいたします。申請の農地につきましては所有者が他所、現在、〇〇に住んでおられるんですけど、それまで〇〇の方に長いこと住んでおられました。お借りしております土地でございますが、年に2回ほど帰られておりまして、ほとんど空き家になっておりましたことから、畑が荒れまして草も繁忙しまして害虫も発生するなど非常に環境が悪くございました。ちょうど私の家の玄関前の場所でもありまして、そんなことから、私の方で草刈等しておりまして、そうした中で年間を通じて草刈等の管理が大変でございましたので、家主の〇〇さんをお願いしまして、無償でお借りしました。私の方で管理等させてもらうので、ということで了解をいただいてお借りしておりました。そのまま当該地に草の繁忙を防ぐためにビニールシートを張り、管理をしておりました。その後、その上に砂利を敷いて車を停めて利用させてもらってきました。農地の転用許可の基準についてはよく知りませんでした。今回、このような認識の甘さで無断転用しまして、会長さん始め、委員の皆さん方、関係の皆様方に大変ご迷惑をおかけしましたこと、心から反省とお詫びを申し上げます。二度とこういったこのないようにしていきたいと思っておりますので、お許しを賜りますようお願い申し上げます。

【議長】はい。それでは今の件につきまして、何かご質問等ございませんか。
(質疑)

【議長】それではないようですので、これで申請人は退室をお願いしたいと思います。大変お忙しい中をありがとうございました。

<申請人は退室する>

【議長】それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。
(審議)

【議長】1点だけ、先ほど大和さんとお話してた分で、不動産屋さんが宅地造成とかいろいろされるわけですけど、県の方でも完成届がしてないようなのは、次のところをまた宅地分譲することが出来ない、許可をしないという風に

県の方からきていますので。前は完成届が出てこないうちにまた次が出てきてというのがあったんですけど、今後、そういうことがないような県の方の指導でございますので、完了したら、また次のが出来るというような形でしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【議長】何か質問等ございませんか。それでは、ないようですので、異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。続きまして『議案第23号 現況証明申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。

【事務局】それでは、議案第23号現況証明申請について、説明申し上げます。全部で3件でございます。番号1、申請者は〇〇、〇〇。申請土地の表示について所在地番は〇〇。地目は登記が畑、現況が非農地。面積は185㎡。証明を必要とする理由として昭和53年に住宅を建築し、自宅敷地の一部として使用されてきました。現況にあった地目に変更したいとのことで、申請されています。税務課の建物評価証明が提出されまして、20年以上前から宅地として利用されていることが確認できるため、証明についてはやむを得ないと考えます。続きまして、番号2、申請者は〇〇、〇〇。申請土地の表示について所在地番、〇〇、〇〇、〇〇。地目は登記がいずれも田、現況がいずれも非農地。面積はそれぞれ84㎡、134㎡、69㎡。証明を必要とする理由として申請地には、昭和58年に建築した住宅のほか、昭和50年建築の倉庫や明治以前に建てられた蔵などがあり、自宅敷地として使用されてきました。現況にあった地目に変更したいとのことで、申請されています。税務課の建物評価証明が提出され、20年以上前から宅地として利用されていることが確認できるため、証明についてはやむを得ないと考えます。続きまして番号3、申請者は〇〇、〇〇。申請土地の表示について、所在地番、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇。地目は登記がいずれも畑、現況がいずれも非農地。面積はそれぞれ282㎡、87㎡、331㎡、50㎡。証明を必要とする理由としてしまして昭和55年、昭和58年、平成2年に〇〇の工場を建築し、事業所敷地として使用されてきました。現況にあった地目に変更したいとのことで、申請されています。申請地のうち、〇〇については、昭和44年に5条転用許可がされていましたが、昭和47年以前の許可については、県の台帳に記録がないため、許可の取り消されていない証明を受けることができないとのことで、やむを得ず、現況証明申請がされたものです。税務課の建物評価証明が提出され、20年以上前から宅地として利用されていることが確認できるため、証明についてはやむを得ないと考えます。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。続きまして、現地調査委員の報告をお願い致します。

【2番委員】 それでは現況証明の1番目でございます。場所については〇〇の〇〇というところですか。〇〇を下りていって一番海沿い、下が海になっております。そのこの赤の区画でございますが、現在畑となっておりますが53年に住宅を建築し、自宅の敷地として利用してきたということでもう既に20年以上経過しており、問題ないと判断させていただきました。それから2件目、場所につきましては〇〇の〇〇、〇〇の一番口の方のところでございます。現在は田となっておりますが、これにつきましても昭和58年に住宅、また50年に倉庫等が建築されており、自宅敷地として利用してきたということで、コの字型に周りが残っていたということで、もう既にこれも20年以上が経過しており特に問題はないと判断させていただきました。3つ目、場所につきましては〇〇の〇〇から上がった、〇〇の工場でございます。ここにつきましても非常にややこしいんですが、建物が何棟も建ってしまっていて、この赤の区画なんですけども全て建物が建っている状態で非常にややこしい、どこが境か、見ても分からないような感じでございます。これにつきましても55年、58年、平成2年に〇〇さんが工場を建築して、事務所敷地として使用してきたということで、これにつきましても20年以上経過しており、問題はないかと判断させていただきました。以上でございます。

【議長】 はい、ありがとうございます。それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】 ないようですので、異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】 はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第23号 現況証明申請について』は、原案どおり決定させていただきます。続きまして『議案第24号 農地の転用事実に関する照会書について』を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。

【事務局】 それでは議案第24号について説明申し上げます。福井地方法務局小浜支局より農地の転用事実に関する照会書が提出されました。照会内容は、土地の現況が農地であるか否か、転用許可の有無、原状回復命令の見込みについて、回答を求めるものでありまして、地目認定のために必要であるとのことです。申請人は〇〇、〇〇。

土地の所在及び面積は〇〇、地目は田、面積251㎡。〇〇、地目は田、面積284㎡。〇〇、田、309㎡、〇〇、田、13㎡。〇〇、田、698㎡。〇〇、田、15㎡。現地調査年月日は令和2年12月23日。現況地目は非農地。土地利用等関係法令表示について未線引都市計画区域、用途地域外。農業振興地域内、農用地区域外。転用許可について、許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。指示事項について、「原状回復命令を行わない」として、県へ進達してよろしいか、ご審議願います。以上です。

【議長】 はい、ありがとうございます。続きまして、現地調査委員の報告をお

願ひ致します。

【2番委員】ただいまの案件でございますが、場所につきましては、〇〇の道路から一番山際、山のすそでございます。この上がる道も整備されていないような山道のすそでございます。現場でございますが、写真の通りでございますが、現在使用されていないような状況で猪の遊び場になっているような場所でございます。これにつきましてはこれだけあるんですが、ここから上がる道があるんですが、ここも整備されていない、この下も耕作をされていない田んぼが何枚かあるような状況の山のすそでございます。これは課税も宅地課税ということでございます。見たとおりの荒れた土地でございます。これにつきましても特に問題はないんじゃないかと判断させていただきました。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】それではないようですので、異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第24号 農地の転用事実に関する照会書について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。続きまして『議案第25号 小浜市農用地利用集積計画の承認について』を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。

【事務局】議案第25号、小浜市農用地利用集積計画の承認について、説明をさせていただきます。小浜市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に基づく、利用権設定等促進事業について、下記のとおり、令和2年度小浜市農用地利用集積計画の案を作成し、利用権の設定を受ける者及び当該土地について、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利、又は、その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得たので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき同意を求めるということでございます。議案書を1枚おめくりください。農用地利用集積計画の一覧表となっております。別に詳細な議案を添付しておりますが、一覧表で説明をさせていただきます。1枚目につきましては相対の利用権設定になります。〇〇地区における集積で4筆、4,751㎡になります。期間は5年で賃借料は1反当10,000円です。場所については別添の位置図をご覧ください。要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項で農用地の全てを効率的に耕作すること農作業に常時従事することが定められておりますが、受け手の〇〇氏は認定農業者ですので、要件を満たしていると判断しております。今月で相対利用権の設定が期限を迎えるとのことで、再設定の申請がなされておりますが、今後、〇〇地区で中間管理事業が実施される際には、相対の利用権から中間管理権に変更したい旨を申請者から伺っております。

続きまして次のページをご覧ください。中間管理権の利用権設定になりま

す。別添の赤色の位置図にありますとおり、〇〇集落全体を対象とした中間管理権の設定となります。今年の8月から〇〇区農家組合の役員さんと話をはじめまして、個人がばらばらで耕作したり、担い手に任せたりしている現状では、将来に向けて農地を維持できないことから、地域全体で農地を集積・集約して、担い手の〇〇さんに耕作をお願いする話が集落でまとまったために今回預け入れるものです。地権者51名、122筆、138,758㎡の預け入れとなります。要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項で農用地の全てを効率的に耕作することと農作業に常時従事することが定められておりますが、中間管理機構であるふくい農林水産支援センターは要件の例外が適用されることになっております。説明は以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】ないようですので、異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第25号 小浜市農用地利用集積計画の承認について』は、原案どおり「異議なし」とさせていただきます。続きまして、『議案第26号 小浜市農用地利用配分計画案の意見聴取について』を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。

【事務局】議案第26号、小浜市農用地利用配分計画案の意見聴取について、説明をさせていただきます。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、下記の小浜市農用地利用配分計画案を作成するにあたり、農業委員会の意見を求めるということで、議案書を1枚おめくりください。農用地利用配分計画の一覧表となっております。別に詳細な議案を添付しておりますが、一覧表で説明をさせていただきます。先ほど集積計画で説明を致しました〇〇区の122筆138,758㎡ですが、一括して〇〇に配分を行う計画でございます。〇〇は認定農業者ですので、農用地の全てを効率的に耕作することと農作業に常時従事する要件を満たしており、問題はないと判断しております。説明は以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】ないようですので、異議のない方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第26号 小浜市農用地利用配分計画案の意見聴取について』は、原案どおり「異議なし」とさせていただきます。

事務局から説明ありますか。

【事務局】それでは先ほど議案でもありましたが、事務局から報告事項としま

して、2点ございますので、説明させていただきます。まず1点目につきましてはお手元に配布させていただいております資料の令和2年度の農地の集積・集約化事業ということでございます。昨年の8月から農業委員と最適化推進委員の皆様には人・農地プランの実質化に向けた取組みということでございまして、各地域の説明会、それから話し合いに積極的に参加をさせていただいております。本当にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症の関係で3ヶ月ほど地元の方にもいけない時期もありましたが、それ以降皆様方にご協力いただきまして、今月の12月で市内、プラン作成予定地区全てを回らせていただくことができました。その他にも違う場所で担い手さんとかそれから地権者さんとの話し合いということで積極的に活動していただきまして、本当にご苦労様でございました。また、1月からプランの取りまとめというような作業がございまして、今後ご協力のほど、よろしくお願ひしたいと思っております。特に西田会長につきましては全ての説明会にご参加をいただきまして、大変ご苦労をおかけしまして誠にありがとうございます。それでは資料に基づきまして、報告事項として説明させていただきたいと思ひます。まず1点目、〇〇地区でございます。先ほど議案にも上がりましたが、〇〇地区全体で15.4ヘクタールぐらいの農地がございまして、その内13.87ヘクタールを農地中間管理機構を介しまして地域の担い手さん〇〇さんに集積が行われるということでございまして、現在手続きを進めているということでございまして、農地の集積率につきましては非常に高くございまして、89.8パーセントの集積率があるということでございまして、取組みの内容といたしましては今年度、〇〇地区につきまして、今後5年から10年先の農業をどうしていくかということで、農業委員の河島委員、和田委員それから西田会長とで何とか集落の中に入って、人・農地プランと農地集積の件につきまして、話し合いを行わせていただいております。その後で〇〇区の農家組合委員さんを中心に地域で、このままの状況では今後農地を維持していくことが出来ないということで何度も話し合いが行われたということでございまして、それで地域の中で中間管理事業を活用して集落外の担い手ではあるんですけど、〇〇さんに農地を集積する方向で、話がまとまって地権者の同意を得たということでございまして、この地域は結構地区外に農地の所有者がいらっしゃいましたので、そこにつきましては農家組合と我々市の方が連携いたしまして、地区外の所有者にしっかり農地中間管理事業の説明等をさせていただいたというようなことございまして、その後、〇〇さんと地権者との間で利用権設定に関する話し合いがまとまりまして、今般、農地中間管理機構との手続きが行われるというようなことございまして、それと同時に地域の農地環境を保全する多面的機能支払交付金の活用組織であります〇〇というものがございまして、そこを一般社団法人化したしまして、農地の保全だけではなくて、担い手への農地の集積とかそれから規模拡大に関しても支援する組織として多面的組織を再編するというようなことで、今、動いております。そういったことを行うことで持続的に地域の農業

の課題に取り組むことが出来てくるのではないかと考えております。〇〇につきましては以上でございます。続きまして、〇〇地区でございます。〇〇地区も今、上の地図の左側を見ると担い手さんが6名いらっしゃいます。その方が結構バラバラに農地を耕作されているようなことでございます。昨年ここにつきましても令和元年の8月に行った人・農地プランの話し合いをきっかけに地区の農家組合と機械利用組合、土地改良区の代表の方が集まりまして、〇〇の農地検討委員会というのを立ち上げました。そこで、今後の農地をどのようにしていくべきかというようなことも継続的に話し合いが行われまして、こういった農地の集積集約がまとまったというようなことでございます。地域での話し合いの結果、農地中間管理事業を活用いたしまして、地域の担い手4人の方に農地を集積する方向で地権者の同意を得たというようなことでございます。ここにつきましても、〇〇さんでは多面的機能支払交付金の活用をされているというようなことでございます。その組織を、〇〇とはまたタイプが違うんですけど、一般社団法人化いたしまして、その一般社団法人で農地の利用調整とか農地の保全活動等を行って、しっかりと担い手を支えていくという組織を作って活動をしていくというようなことでございます。〇〇につきましては26.37ヘクタールの農地がございまして、内、20.1ヘクタールの農地の集積集約が行われるというようなことでございます。集積率につきましては76.2%の集積率でございます。こういった地域を支える組織づくりということで、今後担い手さんにしっかりと営農に注力していただくというようなことで地域の農地、農業をそういった組織が支えていく仕組みづくりというのを今後も市としましても横展開できるように皆様と一緒に取り組んでいきたいという風に考えております。続いて、3番目の〇〇地区でございます。〇〇地区につきましてももう既に〇〇地区では一般社団法人の〇〇というような組織が既にありまして、その組織がしっかりと担い手との連携対策が確立されているというようなことで、そういった組織がありますと、しっかりと農地の集積・集約が何もなくとも進んでいくというような事例でございます。今回のこの3名、2つの法人、1つの担い手に農地を効率的に利用出来るように〇〇が中心となって話し合いをしていただきまして、農地の集約化が行われたというような事例でございます。以上、事例紹介をさせていただきました。今、〇〇地籍につきましてもこういった方向性で話が進められているというようなことなので、特に岡田委員さん、それから猪原推進委員さんには今後もお世話になります。よろしくお願ひしたいと思います。事例につきましては以上でございます。もう1点目なんです、これはお知らせ事項でございます。来年1月の20日の13時30分から、市役所4階大会議室におきまして、「地域と担い手が作る持続可能な地域農業の未来」と題しまして、講師をお招きしまして講演会を開催したいと考えております。詳細はまだ詰めているところでございますが、是非皆様方にもご参加していただきたいなという風に思っております。年明けに皆様にもご案内の方させていただきますのでよろしくお願ひ致します。以上で

ざいます。

【議長】はい、ありがとうございます。事務局から他に何かありますか。では、来月の日程を。

【事務局長】来月の日程でございますけれども、1月26日火曜日の午前9時から現地調査を予定しておりまして、4番和田委員、5番松尾委員に対応をお願いしたいと思います。28日木曜日の午後5時から第8回農業委員会を予定しておりますのでよろしくお祈いします。1月28日につきましては農業委員会の後に推進委員の分科会を予定しておりますので、午後5時から農業委員会ということにさせていただきますのでよろしくお祈いいたします。

【議長】他に委員の皆様から何かございせんか。

【1番委員】すいません、ちょっとお聞きしたいんですが、5条の議案なんですけど、〇〇さんが雑種地を転用されるということなんですけど、あそこアスファルトになっていますよね。あそこ県が舗装したとちょっと小耳に挟んだんですが、草が生えると、かなんので、アスファルトにしてもらったんやという話なんですけど、元々の登記というのは関係ないんですか。その転用というのは後であるんですか。ここの図面で見ると結構広い。あそこは今回、うちと〇〇さん、〇〇さん、そこ地面持っているんですけど、うちは今度1月に転用するというお話なんですけど、〇〇さんが転用は1月にさせてもらうというお話やったんですけど、この地面見ると広いし全部転用されてるんですね。

【事務局】申請地以外のところは過去に転用許可が下りていました。わずかなところだけが、そのときに転用申請されずに畑のまま残っていたということです。

【1番委員】いつごろ転用されたのか。

【事務局】転用許可自体は随分前でした。昭和の時代です。

【1番委員】登記はもう宅地？

【事務局】登記はまだ変わってなかったんですけど、許可が下りていたので、取り消されていない証明でこれから地目変更されると思います。

【1番委員】これだけの部分で転用にかかったと。

【事務局】今回転用許可が必要なのは今回の申請地だけということになります。

【9番委員】そうすると、そこの件なんですけど、例えば昭和に転用されたときの転用目的と転用申請者と今回転用されようとする内容と申請者というのは一致するんですか。

【事務局】いいえ。

【9番委員】それは一致しなくてもいいんですか。転用申請を出して内容が変わると計画変更を出すなり、という手続きがあるか、その通りになさなければその許可は許可が無かったものとなって、新たに許可を得るべきじゃないかと私は理解しているんですけど、そこはいかがでしょうか。

【事務局】許可自体は昭和57年に下りてまして、そのときの転用目的はタイ

ヤ修理の作業場の敷地にするということで、権利の種類としては賃借権で許可が下りています。そこでもう作業場敷地として転用事業が完了すればその時点で、計画変更の必要はないと考えています。

【議長】ほかに何かございませんか。それではないようですので、今日はどうもありがとうございました。

令和 年 月 日

【議長】

署名委員
